

# 公衆衛生

## I. 医事・薬事

### 1. 医務関係業務

事業名 医務関係業務 (担当課 保健所 総務医薬課)

事業開始年度	平成20年度 (中核市移譲事務)		
7年度予算	—	前年度決算	—
補助率	—	根拠法令等	医療法 臨床検査技師等に関する法律等

#### (1) 医療従事者の免許申請の受付

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師免許などの申請、書換等の受付

#### ○免許申請状況

(令和6年度)

免許区分	登録	書換	再交付	抹消
医師	61	26	1	8
歯科医師	3	3	1	1
薬剤師	26	35	3	0
保健師	30	25	3	0
助産師	11	7	0	0
看護師	266	173	21	4
准看護師	63	20	6	2
診療放射線技師	5	6	0	0
臨床検査技師	23	21	1	0
理学療法士	55	12	0	0
作業療法士	29	10	4	0
視能訓練士	5	1	0	0
管理栄養士	10	17	2	0
栄養士	28	18	1	0
衛生検査技師※	0	0	0	0
計	615	374	43	15

- (2) 医療関係施設の許可、届出等の受付  
 病院、診療所、歯科診療所、施術所、衛生検査所等の許可、届出等の受付

○申請・届出受理件数 (令和6年度)

	病院	一般診療所	歯科診療所	施術所	衛生検査所	その他
開設許可	0	9	2	-	0	-
変更許可	43	10	1	-	0	-
使用許可	23	6	0	-	-	0
開設届	0	1	4	17	-	6
変更届	7	32	23	69	4	3
再開・休廃止届	0	30	12	30	0	4
X線関係	25	38	29	-	-	-
その他	23	19	0	2	0	0
計	121	145	71	118	4	13

- (3) 医療法人の認可、届出等の受付  
 医療法人の定款変更等の認可申請、決算、役員変更等の届出の受付

○申請・届出受理件数 (令和6年度)

決算届	定款変更	役員変更	登記完了	決算届閲覧その他
198	26	93	171	33

- (4) 医療関係施設への立入検査の実施  
 病院、診療所等の医療関係施設に対し、医療法その他法令に規定されている基準が遵守され適正な管理が行われているかについて検査する。

○対象施設数と年間の検査実施割合 令和7年3月31日現在

	病院	有床診療所	無床診療所	歯科診療所	助産所	衛生検査所	歯科技工所	施術所
施設数	32	44	262	191	7	4	76	307
年間の実施割合	1/1	1/3	1/5	1/5	1/3	1/2	必要に応じて	必要に応じて
実施件数	32	10	50	37	0	3	-	-

## 2. 医務等指導管理事業

事業名 医務等指導管理事業（担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
7年度予算	787千円	前年度決算	177千円
補助率	—	根拠法令等	医療法 臨床検査技師等に関する法律等

### （1）精度管理事業の実施

目的 医療機関からの検体検査を行う衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、医療の向上に寄与する。

事業内容 衛生検査所に対して既知検体による精度管理を毎年、立入検査を2年に一度行う。立入検査時には、精度管理専門委員を派遣し、検体検査の精度管理に係る指導を行う。  
また、精度管理専門委員会を福岡県及び保健所設置市合同で年2回開催し、1月下旬から2月上旬頃に、福岡県全体の検査結果報告会を実施する。

○令和6年度実績

立入検査：3施設

精度管理専門委員会：2回開催（8月、11月）、検査結果報告会（2月）

### （2）医療安全研修会の実施

目的・内容 医療安全対策を充実させることを目的に、講師に依頼し医療安全の研修会を開催し、久留米市内の医療機関に医療の安全に関する情報を提供する。

○令和6年度実績（動画配信により開催）

演 題：「ペイシェントハラスメント対策～患者・家族との向き合い方～」  
「久留米市の結核の現状について」

実施日：令和7年3月13日～3月26日

実施場所：YouTube内「久留米市公式チャンネル」で動画配信

### （3）医療安全相談窓口

目的・内容 患者、家族などからの医療に関する心配や相談等に対応し、また、医療提供施設に患者、家族の相談等の情報を提供することを通じて、医療提供施設における患者サービスの向上を図り、医療の安全と信頼を高める。

○医療安全相談の状況

令和7年3月31日現在

年度	相談件数	主な相談内容
R5	320件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療行為や医療内容</li> <li>・ 医療機関の従事者の接遇</li> <li>・ 医療機関の紹介、案内 など</li> </ul>
R6	388件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療行為や医療内容</li> <li>・ 医療機関の従事者の接遇</li> <li>・ 医療機関の紹介、案内 など</li> </ul>

### 3. 薬務関係業務

事業名 薬務関係業務 (担当課 保健所 総務医薬課)

事業開始年度	平成20年度 (中核市移譲事務)		
7年度予算	—	前年度決算	—
補助率	—	根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等

(1) 薬局、店舗販売業等の許可及び監視等

薬局、店舗販売業及び医療機器販売貸与業の許可及び届出等の受付

薬局開設者、店舗販売業者及び医療機器販売貸与業者に対して医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく監視指導を実施

○薬局、店舗販売業等に係る申請等事務取扱状況 (令和6年度)

	新規許可/届出	更新	変更	休廃止
薬局	12	29	572	10
薬局製剤製造販売業	1	0	2	0
薬局製剤製造業	1	0	2	0
店舗販売業	2	1	185	4
高度管理医療機器等販売貸与業	9	26	91	10
管理医療機器販売貸与業	35	—	45	10
計	60	56	897	34

○薬局、店舗販売業等の施設数及び監視件数 (令和6年度)

	施設数	監視件数
薬局	207	78
薬局製剤製造販売業	6	0
薬局製剤製造業	6	0
店舗販売業	61	19
高度管理医療機器等販売貸与業	215	53
管理医療機器販売貸与業	1,249	0
計	1,744	150

(施設数：令和7年3月31日現在)

(2) 毒物劇物販売業等の登録及び監視等

毒物劇物販売業の登録及び届出等の受付、毒物劇物業務上取扱者の届出の受付

毒物劇物販売業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して毒物及び劇物取締法に基づく監視指導を実施

○毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者に係る申請等事務取扱状況

(令和6年度)

		新規登録 ／届出	登録 更新	変更	廃止	取扱責任者 設置／変更	登録票 書換え	登録票 再交付
毒物劇物 販売業	一般販売業	6	12	7	5	13	0	0
	農薬用品目 販売業	0	1	0	4	2	0	0
	特定品目 販売業	0	0	0	1	0	0	0
毒物劇物業務上取扱者		0	—	0	0	1	—	—
計		6	13	7	10	16	0	0

○毒物劇物販売業の施設数及び監視件数 (令和6年度)

	施設数	監視件数
一般販売業	100	32
農薬用品目販売業	22	5
特定品目販売業	9	2
計	131	39

(施設数：令和7年3月31日現在)

○毒物劇物業務上取扱者の施設数及び監視件数 (令和6年度)

	施設数	監視件数
電気めっき業	1	0
運送業	1	0
計	2	0

(施設数：令和7年3月31日現在)

(3) 不正大麻・けしの抜去等

不正大麻・けし撲滅運動期間 (5月・6月)における不正大麻・けしの抜去等

○実績 (令和6年度)

市内51ヶ所で、合計4,412株の植えてはいけない「けし」を抜去・焼却処分

## 4. 薬務等指導管理事業

事業名 薬務等指導管理事業（担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
7年度予算	1,110千円	前年度決算	498千円
補助率	—	根拠法令等	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律等

### （1）薬物乱用防止普及啓発

目的 薬物乱用防止に関する正しい知識の普及啓発を図ることを目的とする。

事業内容 ①薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーン

○啓発資材（リーフレット、ウエットティッシュ）の配布

○募金活動（国連支援基金）

○通行者への呼びかけ

○啓発用ポスター等掲示

○参加団体：ボーイスカウト、ガールスカウト、保護司会、ライオンズクラブ、久留米三井薬剤師会、登録販売者協会久留米支部、BBS連盟、久留米警察署

○令和6年度実績

実施日：令和6年6月23日（日）

場所：ゆめタウン久留米

参加者数：111名

②薬物乱用防止啓発資材の作成、配布

○商業施設、ゲームセンター、カラオケ店、ネットカフェ等へのうちの配布

### （2）有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務の実施

目的 有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、市民の健康の保護に資することを目的とする。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の規定に基づき、試買検査等を実施する。

事業内容 市販されている対象家庭用品を購入し、有害物質の含有率が基準に適合しているかどうか、検査を行う。

○有害物質：ホルムアルデヒド、塩化水素、硫酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム等

○対象家庭用品：繊維製品、家庭用洗剤、住宅用洗剤等

○試買検査件数及び検査項目（令和6年度実績）

区分	項目	ホルムアルデヒド			塩化水素・硫酸	水酸化ナトリウム・水酸化カリウム	計
		生後24月以内のもの	生後24月以内を除くもの	計			
試験検査件数合計		13	5	18	1	1	20
繊維製品	おしめカバー	1	—	1	—	—	1
	よだれ掛け	2	—	2	—	—	2
	下着	2	2	4	—	—	4
	外衣	1	—	1	—	—	1
	手袋	2	1	3	—	—	3
	くつ下	2	1	3	—	—	3
	帽子	1	—	1	—	—	1
	寝衣	0	1	1	—	—	1
	寝具	2	—	2	—	—	2
家庭用化学製品	住宅用洗剤	—	—	—	1	—	1
	家庭用洗剤	—	—	—	—	1	1

## 5. 久留米市献血推進協議会助成事業

事業名 久留米市献血推進協議会助成事業（担当課 保健所 総務医薬課）

事業開始年度	平成22年度		
7年度予算	1,809千円	前年度決算	1,809千円
補助率	—	根拠法令等	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

目的 献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう必要な措置を講じるため、献血推進協議会を市社会福祉協議会の中に組織させ、その事業の補助を行う。

事業内容 献血推進協議会が行う主な推進事業は以下のとおり

- 計画的な献血会の実施
  - ・献血推進委員会と連携し、計画的な献血会を実施
  - ・巡回広報及び校区行事での広報
  - ・安全な血液を安定的に確保するため、400ml献血を推進
- 広報啓発の推進
  - ・献血会日程チラシの作成配布、ポスターの掲示、広報車での献血参加の呼びかけ、ホームページのほか、フェイスブック・X（旧ツイッター）などのSNSを活用した広報を実施
  - ・若年協力者を確保するため、高等学校、専門学校、大学等に対して働きかけを実施
  - ・小中高等学校における出前講座「献血セミナー」を開催
- 献血推進委員会等の関係団体との連携強化
  - ・事業への理解を促進するため、研修活動を実施
  - ・活動活性化への意識の高揚のため、献血運動推進大会等への参加促進
  - ・健康の確保及び献血の推進のため、健康講座や食生活改善の取り組み等との連携強化

## Ⅱ. 衛生対策

### 1. 食品衛生事業

事業名 食品衛生事業（担当課 保健所 衛生対策課）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
7年度予算	24,454千円	前年度決算	22,972千円
補助率	—	根拠法令等	食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等

目的 「食」は人の健康を維持していくなかで、最も基本となるものであるため、食品の生産から消費にいたるまでの実態や食中毒等の健康被害の発生状況等を明らかにして的確な対応を実施するとともに、本市の地域特性に加え、食品に対する監視指導の実施体制に基づく実行性等を考慮し、効率的かつ効果的な食品衛生行政を推進することにより、市民の「食」に関する安全・安心を確保する。

#### (1) 食品営業施設等の許可、届出及び監視指導

事業内容 食品衛生法に基づき、食品営業許可申請をもとに業種毎の基準について事前指導を行い、現地確認のうえ、許可を行う。（許可対象外の業種については、届出を受ける。）

また、監視指導を行う。

- ① 食品衛生法に基づく営業施設の許可、届出
- ② 同法に基づく監視指導の実施
- ③ 収去検査を行い、食品営業者等への衛生指導の実施

#### (2) 食中毒等の防止対策と対応

事業内容 「久留米市食中毒調査マニュアル」に基づき、平常時における体制を整備するとともに、食中毒発生時においては福岡県及び関係部局等と緊密な連携を図りながら、被害の拡大と再発を防止するため、汚染源の遡り調査を積極的に行い、迅速かつ的確な原因究明調査を実施する。

- ① 食中毒等健康被害発生時の原因究明
- ② 食中毒防止のための啓発活動
- ③ 食品衛生法違反に対する改善指導・命令等及び事件の公表

#### (3) 特別監視

事業内容 ① 夏期・年末食品等一斉監視

食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて、監視指導を重点的に実施する。

② 集団給食施設一斉監視

食中毒の原因施設として、上位を占める集団給食施設等の監視指導を実施し、食中毒の発生防止を図る。

③ フグ監視

水産物の大量かつ広域流通する拠点である水産物市場において、有毒魚（ドクサバフグ、種類不明フグ）が流通しないよう監視指導を実施するとともに、魚介類販売者や飲食店営業者のうち、フグ取扱い施設に積極的に情報提供を行い、フグによる食中毒の発生を防止する。

(4) 食品衛生に関する普及啓発

事業内容 食品の製造・加工技術の進歩に伴い、食品の流通は広域化し、また、輸入食品の増大等、食品を取り巻く環境は著しく変化している。これに伴い食品業界や消費者に対し、食品衛生に関する知識の向上及び食品衛生思想の普及啓発を図る。

内 容	参加者数	回数
営業者を対象とする講習会	605	12
集団給食関係者を対象とする講習会	55	1
その他（消費者等）を対象とする講習会	245	11
計	905	24

○改正食品衛生法に基づく許可を要する営業施設

業 種	施設数	監視数
飲食店営業	2,970	840
調理の機能を有する自動販売機	10	5
食肉販売業	71	31
魚介類販売業	58	50
魚介類競り売り営業	1	2
集乳業	0	0
乳処理業	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0
食肉処理業	11	6
食品の放射線照射業	0	0
菓子製造業	307	84
アイスクリーム類製造業	8	1
乳製品製造業	0	0
清涼飲料水製造業	15	16
食肉製品製造業	8	10
水産製品製造業	10	8
氷雪製造業	0	0
液卵製造業	0	0
食用油脂製造業	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	14	3
酒類製造業	17	4
豆腐製造業	5	6
納豆製造業	0	0
麺類製造業	20	9
そうざい製造業	186	56
複合型そうざい製造業	3	0
冷凍食品製造業	30	5
複合型冷凍食品製造業	3	12
漬物製造業	72	37
密封包装食品製造業	13	9
食品の小分け業	5	0
添加物製造業	3	0
合 計	3,840	1,194

○旧食品衛生法に基づく許可を要する営業施設

業 種	施設数	監視数
飲食店営業	1,373	296
菓子（パンを含む）製造業	157	22
乳製品製造業	2	2
魚介類販売業	40	38
魚肉ねり製品製造業	3	2
食品の冷凍又は冷蔵業	14	3
かん詰又はびん詰食品製造業	3	0
喫茶店営業	38	2
あん類製造業	2	0
アイスクリーム類製造業	2	0
食肉処理業	7	29
食肉販売業	67	22
食肉製品製造業	2	6
乳酸菌飲料製造業	1	2
みそ製造業	2	0
醤油製造業	3	0
ソース類製造業	1	0
酒類製造業	2	2
豆腐製造業	5	4
納豆製造業	1	0
めん類製造業	9	0
そうざい製造業	53	14
添加物（規格が定められた）製造業	2	0
清涼飲料水製造業	1	4
合 計	1,790	448

○届出を要する営業施設

業 種		施設数	監視数
旧許可業 種であつ た営業	魚介類販売業（包装済みの魚 介類のみの販売）	62	3
	食肉販売業（包装済みの食肉 のみの販売）	120	3
	乳類販売業	285	16
	氷雪販売業	3	0
	コップ式自動販売機（自動洗 浄・屋内設置）	185	0
販売業	弁当販売業	50	0
	野菜果物販売業	124	13
	米穀類販売業	45	0
	通信販売・訪問販売による販 売業	9	0
	コンビニエンスストア	132	4
	百貨店、総合スーパー	80	21
	自動販売機による販売業（コ ップ式自動販売機（自動洗浄 ・屋内設置）を除く）	107	6
	その他の食料・飲料販売業	1,025	19
製造・ 加工業	添加物製造・加工業（法第13 条第1項の規定により規格が定 められた添加物の製造を除く）	0	0
	いわゆる健康食品の製造・加 工業	6	2
	コーヒー製造・加工業（飲料の 製造を除く）	32	0
	農産保存食料品製造・加工業	44	2
	調味料製造・加工業	33	2
	精穀・製粉業	10	0
	製茶業	5	0
	海藻製造・加工業	2	0
	卵選別包装業	1	0
	その他の食料品製造・加工業	105	3
上記以外 のもの（ 改正法に よる改正 後の法第 68条第3 項におい て準用さ れるもの を含む）	行商	34	0
	集団給食施設	128	79
	器具、容器包装の製造・加工 業（合成樹脂が使用された器 具又は容器包装の製造・加工 に限る）	6	0
	露店、仮設店舗等における飲 食の提供のうち、営業とみな されないもの	9	0
	その他	10	0
合 計		2,652	173

※施設数は、令和7年3月31日現在

※監視数は令和6年度実績

### (5) 食鳥検査業務

事業内容 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥処理法」という。）第15条に規定する大規模食鳥処理場における食鳥検査業務に関しては、食鳥処理法に基づき、指定検査機関である「公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会」において実施。

対象施設		対象施設数	食鳥処理羽数（令和6年度）
食鳥処理場	大規模	2施設	3,522,390羽
	認定小規模	1施設	9,121羽

## 2. 食品衛生協会助成事業

事業名 食品衛生協会助成事業（担当課 保健所 衛生対策課）

事業開始年度	—		
7年度予算	2,300千円	前年度決算	2,300千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 食品の安全を確保し、食中毒を防止することで市民の健康増進を図ることを目的に、食品等事業者の食品衛生思想の向上と自主管理体制の確立に取り組んでいる久留米市食品衛生協会に対して事業費補助を行う。

## 3. 生活衛生事業

事業名 生活衛生事業（担当課 保健所 衛生対策課）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
7年度予算	328千円	前年度決算	310千円
補助率	—	根拠法令等	理容師法、美容師法等

目的 市民生活に深く影響する生活衛生関係営業施設、特定建築物、専用水道、簡易専用水道、温泉、化製場等の許可や届出の受理及びこれら施設等に対する監視指導を行うことにより、生活衛生の向上を図り、市民の健康を守る。

### (1) 生活衛生関係営業

事業内容 理美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等の施設の不適切な衛生管理に起因する市民の健康被害を防止するため、届出の受理及び許可を行い、当該施設の確認及び監視指導を行う。特に、浴槽等を有する施設に対して、レジオネラ症防止のため立入り指導及び浴槽水の行政検査を行う。

### (2) 水道

事業内容 水道法に定める「専用水道」（101人以上の居住者に給水する自家用水道施設等又は飲用、炊事もしくは浴用等生活の用に供する水を一日最大20m<sup>3</sup>を超えて給水する施設）及び「簡易専用水道」（上水道から受ける水のみを水源とし受水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>を超えるもの）の設置に対する届出の受理及び必要な指導を行う。

(3) 特定建築物

事業内容 興行場、百貨店、店舗、事務所、共同住宅、学校等の用に供され、特定用途に使用される延べ面積3,000㎡以上の建築物（学校については8,000㎡以上）で、多数の者が使用し又は利用する施設について、届出の受理及び衛生的な居室環境等が確保されるよう、施設内の空調・給排水関係設備等の保守・点検・維持管理について、必要な指導を行う。

(4) 温泉

事業内容 温泉を公共の浴用又は飲用に供するための許可や、成分揭示届の受理、衛生的管理等について必要な指導を行う。

(5) ①化製場

事業内容 化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）に基づき獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）または魚介類・鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他のものを製造するために設けられた施設に対する許可及び指導を行う。

②死亡獣畜取扱場

事業内容 化製場法に基づき、死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設又は区域に対する許可及び指導を行う。

③動物飼養・収容（平成10年度～）

事業内容 化製場法に基づき、規定数（下記のとおり）以上の頭数の動物を飼養・収容する場合の許可及び指導を行う。

- ・牛 1頭                      ・山羊 4頭
- ・馬 1頭                     ・犬 10頭
- ・豚 1頭                    ・鶏 100羽（30日未満の雛を除く）
- ・めん羊 4頭                ・アヒル 50羽（30日未満の雛を除く）

○生活衛生関係 施設数（単位：件）

（令和7年3月31日現在）

興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		旅館	遊泳用プール	特定建築物	動物飼養施設
	普通	その他			洗濯	取次所				
20	0	37	286	825	57	156	72	9	82	39

○生活衛生関係 監視件数（単位：件）

（令和6年度）

興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	旅館	遊泳用プール	特定建築物	動物飼養施設
0	28	30	119	30	26	4	2	2

## 4. 狂犬病予防対策事業

事業名 狂犬病予防対策事業（担当課 保健所 衛生対策課：動物愛護センター）

事業開始年度	—		
7年度予算	11,875千円	前年度決算	10,299千円
補助率	—	根拠法令等	狂犬病予防法等

目的 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて、獣医師会等との緊密な連携をとり、狂犬病予防集団注射の実施、放浪犬の捕獲、捕獲犬の返還業務のほか、犬による咬傷事故処理等を行い、飼育者に対して「動物の正しい飼い方」を指導し、地域住民の生活に密着したきめ細かな業務の推進を図り、動物による苦情の早期解決に努めている。

### (1) 畜犬登録

事業内容 狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の子犬の飼い主は、犬を登録することが義務付けられており、動物管理センター及び各総合支所で犬の登録及び鑑札の交付を行っている。

### (2) 狂犬病予防注射

事業内容 狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の子犬の飼い主は、毎年1回、4月から6月までの間に飼育犬に対して狂犬病予防注射を受けさせる義務があるため、4月に市内約60カ所の会場で集団注射を実施している。

また、市内の各動物病院では随時、狂犬病予防注射接種時に鑑札の交付や注射済票の交付を受けることができる。

### ○畜犬登録数（単位：件）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
登録数	16,754	15,998	16,043	16,480	16,256	16,505	16,865	16,860	16,892	16,847
注射済票交付数	9,102	8,780	8,813	8,629	8,791	7,910	8,704	8,596	8,473	8,829

### (3) 放浪犬等の保護・捕獲（平成20年度～ 中核市に伴う移譲事務）

事業内容 放浪犬・野犬の発見・保護のため、市民からの通報や依頼に基づいて市内の巡回パトロールを行い、犬の保護（捕獲）を行う。保護した犬は、動物愛護センターで一定期間抑留し、飼い主からの引き取りの申し出を待つ。返還されなかった犬については、譲渡情報を市のホームページへ掲載したり、ボランティアの方へも協力を仰ぎ、飼育を希望する新たな飼い主に譲渡する。

### ○捕獲返還頭数（単位：頭）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲頭数	65	56	37	51	44	49	31	19	24	19
返還頭数	37	33	24	33	26	33	24	16	18	13
抑留中死亡	2	3	1	2	1	0	1	0	0	0

## 5. 動物愛護事業

事業名 動物愛護事業 (担当課 保健所 衛生対策課：動物愛護センター)

事業開始年度	—		
7年度予算	—	前年度決算	—
補助率	—	根拠法令等	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等

### (1) 動物の適正飼養啓発

事業内容 犬・猫の糞、尿などの悪臭などへの苦情対応として、久留米市地区環境衛生連合会と連携して啓発看板を作成し校区ごとに配布している。

特に苦情の多い地域に対しては、現地での巡回指導、飼い主等の対象者への直接指導を実施。また公園や空き地等での野良猫への無責任な餌やりをやめるよう呼びかけを行っている。

### (2) 飼えなくなった犬・猫の引取(平成20年度～ 中核市に伴う移譲事務)

事業内容 飼い主がやむを得ぬ事情により所有権を放棄する犬・猫を動物愛護センターで引き取り、譲渡情報を市のホームページへ掲載したり、ボランティアの方へも協力を仰ぎ、飼育を希望する新たな飼い主に譲渡する。

○飼えなくなった犬・猫の引取数 (令和6年度)

区分	成犬	子犬	成猫	子猫	計
頭数	0	0	1	0	1

### (3) 動物取扱業関係(平成21年度～ 福岡県事務処理の特例に関する条例による移譲事務)

事業内容 第一種動物取扱業者(動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、その他政令で定める取扱いを業として行う者)の登録及び第二種動物取扱業(譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示)の届出に係る事務及び施設の監視指導等を行っている。

○登録数・届出数(令和7年3月31日現在)

第一種動物取扱業の登録数は170(施設実数131)

第二種動物取扱業の届出数は5施設

### (4) 特定動物関係(平成21年度～ 福岡県事務処理の特例に関する条例による移譲事務)

事業内容 国が定めた危険な動物(特定動物)を飼養する場合の許可に係る事務及び飼養にあたっての指導等を行っている。

許可動物は2種類、許可施設は3施設。(令和7年3月31日現在)

### (5) 犬・猫の譲渡事業(平成20年度～)

事業内容 動物愛護センターに収容された犬・猫について、譲受け希望者(個人又はボランティア)に対し譲渡を行っている。譲受け希望者に対しては、事前講習を実施し、法令遵守や終生飼養について啓発を行っている。

○犬・猫の譲渡数

(単位：頭)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
犬の譲渡数	50	38	41	66	31	33	19	20	18	8
猫の譲渡数	61	64	61	85	95	94	60	48	52	11

(6) 動物愛護及び適正飼養に関する取組みを推進するための啓発

事業内容 市民に広く動物愛護や適正飼養に関して啓発するため、チラシ等啓発資料の配布、パネル展示等の活動を行っている。

・令和6年度は、WEB環境フェアなどに出展し、パネル展示、チラシ等の配布を行った。

(7) 犬の飼い方・しつけ方教室

事業内容 犬の飼い主が適正飼養の重要性を理解し、犬が適正に管理されるように、犬の訓練士・トレーナーによる犬の飼い方・しつけ方教室を開催している。

・令和6年度は、(公財)久留米市都市公園管理センターと共同により、リバーサイドドッグランにて、開催した。

## 6. どうぶつ「YOU・友」事業推進協議会助成事業

事業名 どうぶつ「YOU・友」事業推進協議会助成事業(担当課保健所衛生対策課:動物愛護センター)

事業開始年度	平成7年度		
7年度予算	900千円	前年度決算	900千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 人と動物の調和の取れた共生を目指し、関係機関の協力によって動物に関する諸課題への対応を検討し、様々な動物愛護活動実施のための費用の一部として補助金を交付している。

○構成団体 久留米市、久留米市教育委員会、久留米市獣医師会、久留米市地区環境衛生連合会(一社)九州動物福祉協会、(公財)久留米市都市公園管理センター

## 7. 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業

事業名 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業(担当課保健所衛生対策課:動物愛護センター)

事業開始年度	平成25年度		
7年度予算	2,070千円	前年度決算	1,737千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 公園や住宅地等に生息し糞尿等の被害をもたらしている飼い主のいない猫の繁殖を抑えて、過剰繁殖による被害の拡大防止や殺処分数の削減、快適な生活環境の保持に資すること等を目的として、猫の繁殖抑制を目指す住民やボランティアの取組みを不妊・去勢手術費用の一部助成をもって支援する事業。

○関係団体 久留米市獣医師会

## 8. 衛生検査事業

事業名 衛生検査事業 (担当課 保健所 衛生対策課)

事業開始年度	平成20年度 (中核市移譲事務)		
7年度予算	13,955千円	前年度決算	12,188千円
補助率	国一部補助	根拠法令等	食品衛生法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等

目的 保健所の生活衛生行政、食品衛生行政、感染症対策等のための科学的根拠となるデータを提供し、公衆衛生上の事故・事件等の解決に寄与する。

### (1) 食品関係検査

事業内容 食品衛生法に基づき、食品営業施設等より収去した食品の微生物検査・理化学検査や食中毒検査を実施する。

### (2) 感染症関係検査

事業内容 国の指針等に基づき、性感染症（H I V・梅毒）の検査を実施するほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症患者の接触者に対する行政検査及び感染症発生动向調査としてカルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症の検査を実施する。

### (3) 浴槽水等検査

事業内容 公衆浴場法、旅館業法等に基づき、浴槽水等のレジオネラ属菌等の水質検査を行う。

### (4) 家庭用品検査

事業内容 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、市内で販売されている家庭用品の試買検査を行う。

### (5) 検査の精度管理

事業内容 試験検査データの信頼性を確保するため、食品衛生法に基づき、一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所が実施する外部精度管理調査に参加。また、厚生労働省が実施する外部精度管理（コレラ菌の同定検査）に参加した。

【令和6年度検査実績】

○食品収去検査実績

検査項目		検査 検体数
細菌検査	生菌数	153
	大腸菌群	134
	腸炎ビブリオ	18
	腸炎ビブリオ最確数	19
	黄色ブドウ球菌	100
	サルモネラ属菌	41
	E. coli	24
	E. coli最確数	2
	カンピロバクター属菌	6
	クロストリジウム属菌	3
	乳酸菌数	4
	小計	504
	理化学検査	甘味料
保存料		43
着色料		29
漂白剤		0
酸化防止剤		0
発色剤		11
殺菌料		4
酸度		2
無脂乳固形分		6
シアン化合物		2
乳脂肪分		2
比重		2
pH		9
小計		153
合計	657	
搬入検体数	182	

○性感染症検査実績

検査項目	検査 検体数
HIV	283
梅毒	283
合計	566
搬入検体数	285

○感染症患者接触者等検査実績

検査項目		検査 検体数
3類	腸管出血性大腸菌	08
		091
		0148
		0157
	型別不明	10
合計	36	
搬入検体数	36	

○食中毒検査実績

検査項目	便	拭取り	食品	菌株	検査 検体数
赤痢	21	8	0	0	29
腸管出血性大腸菌	21	8	0	0	29
病原性大腸菌	21	8	0	0	29
エシェリキア・アルバーティ	21	8	0	0	29
非チフス性サルモネラ	21	8	0	0	29
チフス	21	8	0	0	29
パラチフスA	21	8	0	0	29
エルシニア・エンテロコリチカ	0	0	0	0	0
黄色ブドウ球菌	21	8	0	0	29
ビブリオ・コレラ	21	8	0	0	29
ビブリオ・フルビアリス	21	8	0	0	29
ビブリオ・ミミカス	21	8	0	0	29
ナグビブリオ	21	8	0	0	29
腸炎ビブリオ	21	8	0	0	29
セレウス	21	8	0	0	29
ウェルシュ菌	21	8	0	0	29
カンピロバクター・ジェジュニ	21	8	0	0	29
カンピロバクター・コリ	21	8	0	0	29
エロモナス・ハイドロフィラ	21	8	0	0	29
エロモナス・ソビリア	21	8	0	0	29
プレジオモナス・シゲロイデス	21	8	0	0	29
ノロウイルス	28	5	0	0	33
クドア・セプテンpunkタータ	0	0	0	0	0
サルコシステイス・フェアリー	0	0	0	0	0
合計	448	165	0	0	613
搬入検体数	28	9	0	0	37

○浴槽水等の検査実績

検査項目	検体数
レジオネラ属菌	50

○検査実績(CRE)

検査項目	検体数
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌	14

○家庭用品検査実績

検査項目	区分	検査
		検体数
ホルムアルデヒド	生後24ヶ月以内の乳幼児用繊維製品	13
	繊維製品（乳幼児以外）	5
水酸化ナトリウム	家庭用洗剤	1
塩化水素	住宅用洗剤	1
合計		20
搬入検体数		20

## 9. 譲渡犬猫の健康管理事業

事業名 譲渡犬猫の健康管理事業（担当課 保健所 衛生対策課：動物愛護センター）

事業開始年度	令和4年度		
7年度予算	1,625千円	前年度決算	462千円
補助率	—	根拠法令等	—

目的 譲渡対象の成犬・成猫に対し、事前に主要な感染症等の検査及び不妊去勢を実施し、感染症の発症や再繁殖を防ぐことを目的に実施する事業。加えて、譲渡を安定して行うためにノミ・ダニ駆除や乳飲み子用のミルクなどの物品の十分な配備を行う。

○関係団体 久留米市獣医師会

## 10. 動物管理センター移転・運営事業

事業名 動物管理センター移転・運営事業（担当課 保健所 衛生対策課：動物愛護センター）

事業開始年度	令和5年度		
7年度予算	7,474千円	前年度決算	198,918千円
補助率	1/2	根拠法令等	—

目的 保護した犬猫の飼養環境の向上や譲渡促進のための機能を強化するとともに、浸水害のリスクをなくすことにより、動物愛護の取り組みの更なる促進を図るため、動物愛護センターへの移転・運営を行う。

工期

令和5年度 : 地質調査・測量・実施設計

令和5～6年度 : 造成工事

令和6年度 : 建築工事

令和7年度 : 開所式 (5/25)

### Ⅲ. 保健予防

#### 1. 精神保健法定業務

事業名 精神保健法定業務 (担当課 保健所 保健予防課)

事業開始年度	平成20年度 (中核市移譲事務)		
7年度予算	2,513千円	前年度決算	1,032千円
補助率	—	根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

目的 精神保健に関する法令等に基づく入院等の手続きについて、適正に行うことを目的とする。

##### (1) 通報等に基づく緊急措置入院等

事業内容 精神障害者又はその疑いのある者について、ただちに入院させなければ、精神障害のために自身を傷つけ、または他人を害するおそれがある者に対し、法に規定する警察の通報等に基づき、その者について指定医の診察をさせるための手続を行う。

○精神障害者等についての通報等の数及び緊急措置入院者数 (単位：件)

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
家族等による申請 (法第22条)		2	0	0	1	1
警察官の通報 (法第23条)		19	22	22	25	10
精神科病院管理者の届出 (法第26条の2)		0	0	0	0	1
医療観察法における通報 (法第26条の3)		0	0	0	0	0
緊急措置入院者数		11	11	13	11	0

##### (2) 措置入院者等の現地診察

事業内容 措置入院者等について、当該病院において知事が指定する現地診察医の直接診察に立ち会い、入院患者の病状を把握するとともに、入院継続の要否等について検討する。

○現地診察実施数 (単位：人)

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
現地診察者数		28	53	52	52	52
現地診察結果 (入院継続)		28	51	52	52	52
現地診察結果 (措置解除)		0	2	0	0	0

##### (3) 精神科病院の实地指導

事業内容 市内10箇所の精神科病床を有する病院に対し实地指導を実施する。

##### (4) 入院届出等事務

事業内容 市内の精神科病院 (10病院) において、医療保護入院等の措置を採ったとき、退院させたときは、定められた期間内に関係書類を最寄りの保健所長に届け出る。

○医療保護入院者等の届出状況 (単位：件)

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
医療保護入院者入院届		1,764	1,867	1,910	1,884	1,903
医療保護入院者退院届		1,711	1,882	1,980	1,901	2,022

## 2. 自殺対策事業

事業名 自殺対策事業 (担当課 保健所 保健予防課)

事業開始年度	平成20年度(中核市移譲事務)		
7年度予算	7,183千円	前年度決算	7,228千円
補助率	県10/10・2/3・1/2	根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、自殺対策基本法

### (1) 精神保健相談(心の健康相談)

目的 市民の精神的健康の保持、精神疾患の早期発見、早期治療の促進を図ることを目的とする。

事業内容 ア. 対象者

精神的に不安定、依存の問題、認知症及び思春期の問題等、心の悩みを持つ本人又はその家族

イ. 相談の方法

①電話相談、窓口相談(定例外相談)

保健師等が、精神保健に関する相談を受け、助言及び情報提供を行う。

日時: 月～金曜日(年末年始、祝祭日除く) 8時30分～17時15分

②精神科医による相談(定例相談)

精神科医が、精神保健に関する相談を受け、助言・指導及び情報提供等を行う(要予約)。

日時: 毎週木曜日(年末年始、祝日、盆、第5週除く) 13時30分～15時

(令和2年3～6月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

○相談件数

(単位: 件)

区分		年度	R2	R3	R4	R5	R6
電話相談	相談件数		1,694	2,897	2,787	3,322	1,812
	相談分類(重複有)	社会復帰	88	19	4	14	11
		アルコール依存	25	81	86	47	41
		その他の依存	22	26	20	46	73
		老人保健	26	47	27	31	24
		思春期	13	12	12	8	3
		心の健康	1,233	2,491	2,376	2,858	1,418
		その他	333	299	311	307	222
窓口相談	相談件数		115	131	229	277	220
	相談分類(重複有)	社会復帰	5	6	3	2	1
		アルコール依存	2	4	8	8	5
		その他の依存	6	4	5	12	14
		老人保健	2	5	2	3	1
		思春期	3	1	0	2	1
		心の健康	77	100	152	187	139
		その他	28	21	64	63	53
精神科医相談	相談件数		50	73	64	71	83
	相談分類(重複有)	社会復帰	7	1	1	0	0
		アルコール依存	1	0	1	0	3
		その他の依存	2	5	5	5	12
		老人保健	4	5	4	4	3
		思春期	1	3	4	1	2
		心の健康	37	54	47	49	60
		その他	1	22	7	2	7

(2) こころの健康づくり講演会

目的 自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る危機であり、防ぐことができる社会的な問題として認識し、こころの健康についての正しい知識と理解を深めることを目的とする。

事業内容 自殺対策やメンタルヘルスに関する様々なテーマを取り上げ、市民向け、職域向けに講演会を実施する。

○実施状況

(令和元年度から令和3年度まで、市民向け講演会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

項目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
市民向け講演会参加者数(人)	0	0	(会場) 89 (動画) 121	151	121
職域向け講演会参加者数(人)	0	77	150	(会場)92 (web視聴)167	81

(3) 久留米市自殺対策連絡協議会

目的 様々な分野の関係機関・団体によって構成し、連携を強化することで、総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。

事業内容 自殺対策に関して関係機関及び団体が効果的な連携を図るとともに、自殺対策に関する事業を推進するために必要な事項を協議・検討する。

[主な協議・検討内容]

- ①自殺の実態把握
- ②自殺対策の協議・検討
- ③自殺対策における地域ネットワークの構築
- ④その他必要な事項の協議・検討

○実施状況

項目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
開催数(回)	1	1	1	0	1
出席団体数	47	47	39	0	38

(4) 久留米市自殺対策計画推進委員会

目的 久留米市自殺対策計画の策定及び推進における進捗状況の把握及び管理等をするにあたり、参考とするため、各分野から意見を聞く。

事業内容 自殺対策計画の策定及び推進に関する必要な助言を行う。

委員構成 医療・福祉関係者、商工・労働関係者、学識経験者、地域団体、警察・救急、市民代表計17名

○実施状況

項目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
開催数(回)	1	1	1	4	1

(5) 自殺対策計画推進会議・自殺対策計画推進調整会議

目的 久留米市における自殺対策事業等の推進、自殺対策に関する情報の共有及び久留米市自殺対策連絡協議会との連携調整に関して必要な協議・検討を行う。

事業内容 自殺対策に関して関係部局が効果的な連携を図るとともに、久留米市自殺対策連絡協議会との連携調整に関して必要な協議・検討を行う。

〔主な協議・検討内容〕

- ①自殺の実態把握
- ②自殺対策の協議・検討
- ③久留米市自殺対策連絡協議会の調整・検討
- ④久留米市自殺対策計画の策定及び進捗管理等に関する審議・方針決定

○実施状況 ※令和元年度に設置要綱を改正したため、推進会議と推進調整会議の合計開催数を計上

年度	R2	R3	R4	R5	R6
項目					
開催数(回)	1	2	3	7	1

(6) 自死遺族支援事業

目的 同じ立場の自死遺族が集い、語り合うことを通して苦痛を和らげ、悲しみや社会的孤独からの回復を目指す。

事業内容 自死遺族の集い「わかち合いの会」

- ①日時：奇数月 第4火曜日 13時30分～15時30分
- ②場所：久留米市保健所

○実施状況 (令和2年4月～11月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
項目					
開催回数(回)	3	6	6	6	6
実人員(人)	3	8	4	6	5
延人数(人)	3	14	15	8	7

(7) 職域メンタルヘルス連絡会議

目的 働き盛りの中老年層の抱えるメンタルヘルス問題を把握し、事業所における心の健康づくりを推進する。

事業内容 働き盛り世代の中老年男性に的を絞り、職域と地域の連携のもと、労働者のメンタルヘルスの向上と自殺予防のための体制づくりを検討する。

また、事業所が抱える労働者のメンタルヘルス問題を把握し解決のための方策を検討する。

○実施状況

年度	テーマ	内容	出席団体数
R2	コロナ禍における自殺の現状と自殺対策の取り組みについて	コロナ禍における自殺の現状と取り組みについて情報共有。労働者への影響や各団体における相談状況及び自殺対策の取り組みについて意見交換。	9
R3	久留米市の自殺の現状・自殺未遂者支援について	久留米市における自殺の現状と自殺未遂者支援の取り組みについて情報共有。自殺未遂者への対応について意見交換。	7
R4	久留米市の自殺の現状・令和3年度久留米市民意識調査について	各団体において、自殺対策のために取り組んでいることや、課題と感じていること等について意見交換。	8
R5	久留米市の自殺者の状況について職域メンタルヘルス連絡会議構成団体で一体的に取り組む自殺対策について	久留米市における自殺の現状共有と、啓発リーフレット(ストレスチェックや相談窓口の掲載)の配布について内容や作成スケジュールを協議。	9
R6	職域メンタルヘルス連絡会議構成団体で一体的に取り組む自殺対策(こころの健康)の展開について	久留米市における自殺の現状と、50人未満事業場ストレスチェックの義務化について情報共有。啓発リーフレット(ストレスチェックや相談窓口の掲載)の作成及び周知や活用に対する意見交換。	12

(8) 精神保健普及啓発

目的 精神保健に関する正しい知識の普及啓発を図ることを目的とする。

事業内容 市民が精神保健及び心の健康づくりに関心を持ち、精神疾患や精神的不健康状態の初期症状や前兆に対処することができるよう、また精神疾患に対する偏見をなくすため、広く精神保健及び心の健康づくりに関する知識の普及・啓発を実施する。

ア. 広報くめ及びホームページによる心の健康についての普及・啓発

イ. 街頭啓発（啓発グッズ、チラシ等の配布）

ウ. 精神保健に関するポスター・チラシ等の作成、配布

エ. ラジオによる啓発

○実施状況

年度	内 容	実 績
R2	自殺予防週間啓発	図書館・書店に啓発グッズ4,400部配布
	自殺対策強化月間啓発	関係機関へ啓発グッズ800部配布
	子ども向け相談カード配布	学校・関係機関へ27,550部配布
	ゲートキーパーリーフレット配布	関係機関へ4,000部配布
	コロナ禍におけるこころのケア等に関する啓発	学校・関係機関へ啓発チラシ15,000部配布
R3	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発	関係機関へ2,500部配布
	子ども向け相談カード配布	学校・関係機関へ6,200部配布
	ゲートキーパーリーフレット配布	関係機関へ4,000部配布
	大切な人を亡くされた方向けリーフレット配布	関係機関へ4,000部配布
	コロナ禍におけるこころのケア等に関する啓発	関係機関へ啓発チラシ20,000部配布
R4	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発	図書館・書店に啓発グッズ5,000部配布
	子ども向け相談カード配布	学校・関係機関へ5,000部配布
	ゲートキーパーリーフレット配布	関係機関へ2,000部配布
	コロナ禍におけるこころのケア等に関する啓発	関係機関へ啓発チラシ20,000部配布
	ラジオによる啓発	啓発番組20回、相談窓口案内36回
R5	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発	図書館・書店の13ヶ所に啓発ポスターを配布 市内大学ポータル（3ヶ所）にてこころのケア及び相談窓口を周知啓発 啓発グッズの配布（しおり10,000枚、メモ帳1,300個、定規500個）
	子ども向け相談カード配布	学校・関係機関へ6,400部配布
	ゲートキーパーリーフレット配布	関係機関へ2,500部配布
	アフターコロナにおけるこころのケアチラシの配布	関係機関へ啓発チラシ19,000部
	ラジオによる啓発	啓発番組20回、相談窓口案内48回
R6	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発	図書館・書店の13ヶ所に啓発ポスターを配布 市内大学ポータル（3ヶ所）、市ホームページにてこころのケア及び相談窓口を周知啓発 啓発グッズの配布（しおり10,000枚、メモ帳1,300個、定規500個）
	子ども向け相談カード配布	中学2年生・高校2年生へ 約3,400部、 小学4年生へ約3,000部配布
	ゲートキーパーリーフレット配布	関係機関へ2,600部
	こころのケアチラシの配布	関係機関へ啓発チラシ10,000部
	ラジオによる啓発	啓発番組20回、相談窓口案内48回

(9) かかりつけ医・精神科医連携研修

目的 うつ病は、身体症状として自覚することが多く、最初に受診する割合が高い内科等のかかりつけ医と精神科等の専門医が連携し、うつ病の早期発見・早期治療のみならず、医療連携体制の整備及び地域支援ネットワークの構築を推進することを目的として実施する。

事業内容 久留米市内に勤務する（開業医含む）内科等のかかりつけ医及び精神科医を対象に、うつ病の基礎知識、連携及び実践についての講義や症例検討を行う。

○実施状況（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、DVD視聴による研修を実施  
令和3～5年度はDVD視聴による研修とハイブリッド研修、令和6年度は会場研修）

項目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数（回）	1	2	2	2	1
参加者実人数（人）	1,000	1,107	1,134	1,097	121
参加者延人数（人）	1,000	1,107	1,134	1,097	121

(10) ゲートキーパー等研修事業

目的 身近な人の変化に気付き、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人（ゲートキーパー）の育成を目的として実施する。

事業内容 本市における自殺の現状や対策、うつ病等精神疾患の理解を深めることにより、ゲートキーパーとしての知識を身につけるための研修を開催する。

○実施状況

項目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
出前講座、 回数（回）	106	46	103	53	97
研修会 参加者数（人）	2,958	2,612	2,307	5,665	5,678

(11) こころの相談カフェ

目的 保健所などの公的機関に相談することができず、生きづらさを抱える市民（本人、家族、支援者等）を対象に、市民の身近な場所で、臨床心理士等の専門的なカウンセラーに相談できる場を提供することで、市民のこころの健康の保持及び社会復帰支援を行うことを目的とする。

事業内容 相談窓口の開設

臨床心理士等の専門カウンセラーによる対面相談の実施、必要に応じて保健所や関係機関への引継ぎを行う。

①平日窓口・夜間窓口（夜間は平成29年6月から開始）

日時：第1・2・4・5火曜日 14時～17時 ・ 第3火曜日 17時30分～20時30分  
場所：久留米市市民活動サポートセンター みんくる（久留米市六ツ門町）

②日曜窓口（平成29年6月から開始）

日時：毎月第3日曜日・偶数月第1日曜日 13時～16時  
場所：久留米市立中央図書館、久留米市市民活動サポートセンター みんくる

○実施状況（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月は事業中止、4月～6月は電話相談へ切り替えて実施）

項目 \ 年度	R2		R3		R4		R5		R6	
	回数	利用件数	回数	利用件数	回数	利用件数	回数	利用件数	回数	利用件数
平日午後	40	93	40	101	46	133	45	122	34	96
平日夜間	12	16	12	24	6	17	6	16	4	6
日曜午後	27	59	18	42	17	45	18	53	14	33

(12) SOSの出し方教育（平成30年度～）

目的 児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身に付けることができるようにするため、SOSの出し方に関する教育を実施する。

事業内容 生徒および教職員に対して、授業を実施  
 （実施1校につき、生徒向け授業1回、教職員向け研修1回）  
 （特別支援学校は職員向け研修のみ）

○実施状況

- ・令和2年度 16校、その他1回実施
- ・令和3年度 市立中学校17校、市立高校2校
- ・令和4年度 市立中学校17校、市立高校2校、特別支援学校1校
- ・令和5年度 市立中学校17校、市立高校2校、特別支援学校1校
- ・令和6年度 私立中学校17校、市立高校2校、特別支援学校1校

### 3. 結核公費負担医療費給付事業

事業名 結核公費負担医療費給付事業（担当課 保健所 保健予防課）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
7年度予算	11,171千円 （手数料は含まない）	前年度決算	5,708千円 （手数料は含まない）
補助率	通院治療費：国1/2 入院治療費：国3/4	根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

目的 結核患者に対し、医療費を公費負担にすることで適切な医療を受けさせ、患者の治癒及び新たな感染のまん延を防ぐ。

事業内容 感染症法の規定に基づき、入院の勧告又は入院の措置を実施した結核患者若しくは治療のために医療機関に通院する結核患者の治療費について、感染症診査協議会（結核専門部会）の審議を経て承認を受けた者に対し、公費負担している。

○事業状況

年度 区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
通院患者	373	480,809円	465	577,604円	439	449,072円	373	1,192,991円	492	775,278円
入院患者	78	6,551,488円	43	3,572,666円	51	7,167,338円	40	3,963,202円	42	4,932,367円
計	446	7,032,297円	508	4,150,270円	490	7,616,410円	413	5,156,193円	534	5,707,645円

## 4. 感染症予防対策事業

事業名 感染症予防対策事業（担当課 保健所 保健予防課）

事業開始年度	平成20年度（中核市移譲事務）		
7年度予算	12,607円	前年度決算	7,498千円
補助率	国10/10・1/2	根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

### （1）結核対策事業

目的 結核患者の治癒の促進と感染拡大の防止等のための対策を推進する。

事業内容 結核に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、結核患者本人と家族等の患者接触者に対する定期的な結核健康診断を行う。さらに、結核治癒を妨げる要因である治療の自己中断・脱落や服薬不徹底を防止するため、医療機関と連携を図りながら患者の治癒率を高める結核DOTS事業（直接服薬確認療法）を行う。また、市内の学校等が行う結核健康診断（定期健康診断）の実施を推進するため、必要な経費について補助金を交付し、結核の早期発見と感染の拡大防止を図る。

#### ○実施状況

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
管理健診	33	52	79	70	71
接触者健診（胸部X線撮影）	152	77	71	43	42
（ツ反検査）	1	6	7	0	2
（IGRA検査）	245	186	103	84	193
定期病状調査	49	69	61	49	43
ホームレス健診	0	13	21	18	12
結核訪問指導	103	109	118	169	224
事例検討会（件） （事例・DOTS・コホート）	141	100	162	104	132
電話・来所相談	70	78	391	239	221
DOTSカンファレンス	123	114	124	94	50
結核予防費補助金 （交付件数） （補助金）	8 991,200円	8 1,030,100円	8 1,006,500円	9 1,069,300円	8 1,209,300円

### （2）感染症発生動向調査事業

目的 感染症の発生情報の正確な把握と分析及びその結果について情報提供し、感染症対策を効果的に実施する。

事業内容 報告対象となっている感染症について、市内の各医療機関あるいは県医師会を通じて週単位（一部感染症は月単位）で保健所に報告があり、保健所からシステム入力により県を通じて国に報告している。集計されたデータについては、国（感染症サーベイランスシステム）にて公開されている。

#### ○実施状況

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
病原体サーベイランス実施件数	27	32	45	80	74

※新型コロナウイルス感染症は除く

(3) 新型インフルエンザ等対策事業

目的 新型インフルエンザ等が発生した場合の健康被害と社会的影響を最小限に抑えるために、発生前から行政機関及び関係医療機関、市民各個人が準備し、発生時に適切な対応がとれるよう、必要な対策を構築する。

- 事業内容 ア. 市民等への情報提供  
市の広報やホームページ、出前講座を通じて、正しい知識の普及や発生に備えた準備等の啓発を実施する。
- イ. 医療体制の整備と医療対応  
久留米二次医療圏における医療体制を、県保健所や医師会・関係機関と協議し、整備を進める。
- ウ. 発生に備えた訓練の実施及び備品の点検  
平常時から、発生を想定した関係職員の感染予防に係る訓練を計画的に実施する。
- エ. 感染症発生動向調査の実施  
定点医療機関からの患者報告数の推移、ウイルスの病原性の変化等を把握し、早期の対策に備える。
- オ. 行動計画等の策定

- 実施状況 ①市民への正しい知識の普及啓発  
ホームページ等による情報提供
- ②関係機関への情報提供
- ③職員対象の感染症予防対策訓練
- ④医療資材の備蓄、備品の点検  
防護服や医療資材等の備蓄
- ⑤新型インフルエンザ等対策行動計画の確認及び業務計画の改訂

(4) 感染症対策事業

目的 感染症に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、感染症発生時には迅速な初動対策を実施する。また必要時感染症の発生情報を提供・公表することにより、感染症の発生を予防し、まん延の防止を行う。

- 事業内容 ア. 感染症に関する正しい知識の普及啓発
- イ. 感染症発生時の患者及び接触者等への疫学調査を行い、必要時健康診断や保健指導を行い、二次感染防止等感染拡大を防止する。
- ウ. 感染症発生時に、必要に応じて、感染症情報の公表を行い、市民等への注意喚起を行う。

○実施状況

区分		年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
感染症の発生及び調査（件）		26	45	84	172	109
インフルエンザ臨時休業施設累計		0	0	53	276	113
インフルエンザ情報の公表（回）		0	0	23	89	67
電話・来所相談		34	155	70	195	43
健康教育・研修会	実施回数	0	3	9	12	14
	対象人数	0	106	290	414	417

## 5. 特定感染症予防対策事業

事業名 特定感染症予防対策事業 (担当課 保健所 保健予防課)

事業開始年度	平成20年度(中核市移譲事務)		
7年度予算	9,347千円	前年度決算	12,472千円
補助率	国1/2	根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

### (1) 肝炎相談・検査

目的 肝炎相談や肝炎ウイルス検査の実施により、肝炎ウイルス感染への不安解消、肝炎ウイルス陽性者の早期発見・早期治療につなげることを目的とする。

事業内容 久留米市内の指定医療機関において、久留米市に住所を有し、過去に肝炎ウイルス検査や治療を受けたことがない20歳以上の者を対象として、B型・C型肝炎ウイルス無料検査を委託実施している。令和元年度までは、保健所でも検査を実施していたが、肝炎ウイルス検査を行える市内の医療機関が増加し、市内全域で受診が可能となったことから、令和2年度より指定医療機関のみの検査体制で実施しており、保健所では肝炎に関する相談対応のみを行っている。

#### ○実施状況

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
検査件数(医療機関)	1,090	1,025	880	900	991
相談件数	48	29	30	95	53

### (2) HIV・性感染症 検査・相談

目的 HIV・性感染症の予防とまん延防止、感染不安の解消を目的に、保健所において相談及び検査を実施するとともに、正しい知識の普及と啓発を行う。

事業内容 平日の毎週水曜日午前9時から11時に、保健所にて、HIV・梅毒・性器クラミジアに関する相談・検査を無料・匿名で実施し、検査結果を最短で1週間後の同じ時間帯に、直接本人に伝えている。検査結果が陽性の場合は、専門医療機関への受診勧奨を陽性者のプライバシーに配慮しながら実施している。

HIV検査普及週間(6月1日～6月7日)、世界エイズデー(12月1日)に合わせて、HIV・性感染症等に関する知識の普及啓発活動を実施するとともに、平成27年度から、6月、8月、12月の年3回、夜間に臨時の即日検査・相談を実施してきた。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時事業の中止や実施回数を減らしていた時期もあったが、令和7年度は6月と12月の夜間に2回、8月の休日(土曜)に1回の年3回、臨時の即日検査・相談を予定している。

#### ○実施状況

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
検査件数	186	386	655	793	800
(HIV)	(63)	(140)	(233)	(277)	(283)
(梅毒)	(62)	(142)	(234)	(278)	(283)
(クラミジア)	(61)	(104)	(188)	(238)	(234)
相談件数	296	498	976	1,161	962

### (3) 風しん抗体検査

目的 妊娠希望者や同居者等に対し、風しん抗体検査を実施することで、妊婦への風しんウイルスの感染や、先天性風しん症候群の発生を予防する。

事業内容 平成25年7月から保健所において実施していたが、平成30年夏以降の全国的な流行拡大を受けて、市民の受検機会の拡大を図ることを目的に、平成31年2月以降は市内医療機関に委託して実施している。

(平成31年1月まで)

第3火曜日の午前9時から11時まで無料で実施。結果は約1～2週間後に郵送により通知(必要に応じて保健指導を実施)。対象者は久留米市民であり、次の1又は2の要件に該当する者。

1. 妊娠を希望する女性
2. 妊婦の夫・パートナー  
(ただし妊婦の風しん抗体価が低い\*又は妊婦が抗体検査未実施の場合のみ)  
\*「風しん抗体価が低い」とは、HI法で16倍以下又はEIA法8.0未満を指す。

(平成31年2月8日から3月31日まで)

対象者は、久留米市に住所を有し、次の要件に該当する者。ただし、過去に検査を受けたことが明らかである者、風しんの予防接種歴が明らかである者及び風しんの確定診断を受けた者を除く。

1. 妊娠を希望する女性(妊婦を除く)
2. 妊娠を希望する女性の配偶者(パートナーを含む)又は同居者
3. 妊婦の配偶者(パートナーを含む)又は同居者  
(ただし妊婦の抗体検査で、抗体価が低い又は未実施の場合のみ)

(平成31年4月1日以降)

対象者は、久留米市に住所を有し、次の要件に該当する者。ただし、過去に検査を受けた結果、十分な免疫を保有していることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

1. 妊娠希望者(妊婦は除く)
2. 妊娠希望者及び妊婦の配偶者(パートナーを含む)及び同居者  
(ただし、妊娠希望者及び妊婦が、検査で風しんの感染予防に十分な免疫を保有していることが判明している場合を除く。)

#### ○実施状況

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
抗体検査件数	376	285	248	265	206
予防接種件数	621	506	570	505	344

## 6. 予防接種事業

事業名 予防接種事業 (担当課 保健所 保健予防課)

事業開始年度	平成6年度		
7年度予算	1,466,868千円	前年度決算	1,243,460千円
補助率	—	根拠法令等	予防接種法

目的 市民へ各種予防接種を実施することで、感染のおそれがある疾病に関する免疫確保を図り、その蔓延防止と感染予防に努めている。

○事業内容 定期予防接種（令和7年度）

種 類	対 象 者	回 数
BCG	生後1年に至るまでの間にある者	1回
五種混合(DPT-IPV-Hib) ジフテリア(D)、百日咳(P)、 破傷風(T)、ポリオ(IPV)、 ヒブ(Hib)	生後2～90月に至るまでの間にある者	初回3回 追加1回
四種混合(DPT-IPV)	生後2～90月に至るまでの間にある者	初回3回 追加1回
三種混合(DPT)	生後2～90月に至るまでの間にある者	初回3回 追加1回
二種混合(DT)	11歳以上13歳未満の者	1回
ポリオ(IPV)	生後2～90月に至るまでの間にある者	初回3回 追加1回
麻しん・風しん	1期：生後12～24月に至るまでの間にある者	1回
麻しん(M)又は風しん(R) 若しくは麻しん風しん混合(MR)	2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間	1回
風しん 風しん(R)若しくは麻しん風 しん混合(MR)	5期：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた 男性	1回
日本脳炎 * 1	1期：生後6～90月に至るまでの間にある者 2期：9歳以上13歳未満の者	初回2回 追加1回 1回
ヒブ	生後2～60月に至るまでの間にある者	接種開始年齢により 1～4回
小児用肺炎球菌	生後2～60月に至るまでの間にある者	接種開始年齢により 1～4回
子宮頸がん予防 * 2	小学6年生～高校1年生相当の女子	3回
水痘	生後12～36月に至るまでの間にある者	2回
B型肝炎	生後1年に至るまでの間にある者	3回
ロタウイルス	1価ワクチン 生後6週～24週までの間にある者 5価ワクチン 生後6週～32週までの間にある者	2回 3回
インフルエンザ (10月～1月実施)	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能又 はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者	1回
高齢者の肺炎球菌	・65歳の者で、今までにこのワクチンを接種したことがない者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能又 はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者	1回
新型コロナウイルス (10月～1月実施)	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能又 はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者	1回
帯状疱疹 * 3	・令和7年度で65歳になる者で、原則としてこのワクチンを接種 したことがある者は対象外 ・60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより 免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する 者	1回か2回 (接種ワクチンにより 異なる)

○事業内容 任意予防接種（令和7年度）

種 類	対 象 者	回 数
風しん 麻しん風しん混合（MR）	過去に風しん抗体検査を受け、抗体価が低いことが判明した以下の者 (1) 妊娠希望者（妊婦は除く） (2) 妊娠希望者及び妊婦の ① 配偶者（パートナー含む） ② 同居者 (2)については、妊娠希望者及び妊婦が、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体があることが判明している場合は対象としない。	1回
おたふくかぜ	1歳以上2歳未満の者	1回

- \* 1 平成25年4月1日 日本脳炎特例対象者として「平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者」は、20歳未満まで定期接種可能
- \* 2 令和7年4月1日 「平成9年4月2日から平成21年4月1日までに生まれの女性」で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに子宮頸がん予防ワクチンを1回以上接種している者は、残りの回数を令和8年3月31日まで定期接種可能
- \* 3 令和7年4月1日 令和7年度から5年間の経過措置として、各年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、及び100歳以上になる者も定期接種可能。

## ○年度別予防接種者数

(単位：人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
BCG		2,569	2,342	2,234	2,153	2,098
五種混合	1期初回1回目					2,103
	1期初回2回目					1,796
	1期初回3回目					1,596
	1期追加					121
四種混合	1期初回1回目	2,507	2,354	2,278	2,363	13
	1期初回2回目	2,509	2,379	2,272	2,378	226
	1期初回3回目	2,555	2,352	2,252	2,360	491
	1期追加	2,686	2,494	2,165	2,232	2,173
三種混合	1期初回1回目	0	0	0	0	0
	1期初回2回目	0	0	0	0	0
	1期初回3回目	0	0	0	0	0
	1期追加	0	0	0	0	0
二種混合		2,514	2,168	2,091	2,300	2,318
ポリオ (不活化)	1期初回1回目	0	0	0	0	0
	1期初回2回目	0	0	0	0	0
	1期初回3回目	1	0	0	0	0
	1期追加	0	0	0	0	0
MR	1期	2,585	2,416	2,219	2,186	2,091
	2期	2,332	2,816	2,487	2,534	2,420
麻しん	1期	0	0	0	0	0
	2期	0	0	0	0	0
風しん	1期	0	0	0	0	0
	2期	0	0	0	0	0
	5期 * 1	900	434	335	122	104
風しん (任意) * 2		621	506	570	505	344
日本脳炎	1期初回1回目	2,876	2,151	2,674	2,353	2,151
	1期初回2回目	2,883	2,134	2,523	2,304	2,128
	1期追加	2,769	1,417	3,408	3,396	2,243
	2期	3,030	1,139	3,542	3,082	2,732
ヒブ	1回目	2,451	2,368	2,249	2,182	5
	延べ	10,340	9,517	8,959	8,694	2,575
小児用 肺炎球菌	1回目	2,443	2,370	2,251	2,184	2,018
	延べ	10,104	9,489	8,949	8,695	8,202
子宮頸がん予防	1回目	156	426	1,217	1,758	3,671
	2回目	105	414	1,052	1,341	3,134
	3回目	45	348	710	1,078	2,357
水痘 (定期)	1回目	2,570	2,426	2,224	2,218	2,093
	2回目	2,595	2,368	2,071	2,060	1,927
B型肝炎	1回目	2,444	2,363	2,245	2,188	2,010
	2回目	2,510	2,333	2,261	2,183	2,011
	3回目	2,586	2,292	2,190	2,127	2,085
季節性インフルエンザ		58,644	48,729	49,426	46,287	43,412
高齢者の肺炎球菌		4,061	3,091	2,660	3,322	724
新型コロナウイルス		-	-	-	-	13,395

\* 1 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性（風しん抗体検査を受けた結果、十分な風しん抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く）を対象に平成31年2月から実施。

\* 2 平成31年2月から、妊婦への風しんウイルスの感染を予防し、先天性風しん症候群の発生を防ぐことを目的に任意予防接種を実施。

## 7. 新興感染症対策

事業名 新興感染症予防対策費（旧 新型コロナウイルス感染症予防対策費）（担当課 保健所保健予防課）

事業開始年度	令和2年度		
7年度予算	436千円	前年度決算	3,956千円
補助率	国1/2	根拠法令等	地域保健法

### (1) IHEAT（アイヒート）

目的 健康危機発生時に地域における保健師等の専門職を有効に活用し、保健所の業務を支援する仕組みづくり

事業内容 地域の保健師等は「IHEAT」に登録する。保健所設置市は登録した保健師等の名簿管理や、感染症のまん延時に積極的疫学調査等の業務を行うことができるよう、研修等を実施する。

#### ○実施状況

年度	R6
事業費（千円）	92
研修回数（回）	1